

八重東小学校「不祥事防止対策委員会」の校務運営規程及び設置要綱

不祥事防止対策委員会

第14条 教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事の根絶に向け、教職員が主体的に不祥事防止に取り組むため、不祥事防止対策委員会を設置する。

2 不祥事防止対策委員会は、管理職と体罰・セクハラに係る相談窓口担当者と、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

〔体罰・セクハラに係る相談窓口〕

校内に体罰・セクハラに係る相談窓口を置き、児童や保護者からの相談に対応する。

不祥事防止対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 校務運営規程 第14条第2項に基づき、「不祥事防止対策委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は校長が指名する。

(業務内容)

(1) 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を遂行する。体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口との連携を図り、児童や保護者からの意見や情報が得られるように努めるなど、職場環境の状況把握を行い、これらの情報等をもとに取組みを進める。

(2) 委員会は、月に1回程度開催する。その他必要に応じて開催する。

(3) 具体的な活動

- ・不祥事防止に係る年間行動計画の作成
- ・学校の課題に対応した研修の企画・実施
- ・児童の状況を把握するためのアンケート等の実施
- ・不祥事防止に向けた注意喚起、意識啓発
- ・教職員相互による不祥事防止チェック
- ・教職員同士の円滑なコミュニケーションづくりのための活動
- ・問題の早期発見と被害防止のため「体罰・セクハラ相談窓口」を設置
(相談日ー毎月第3火曜日 その他随時)
- ・PTAとの意見交換

(4) 委員会の活動にあたっては、活動自体が目的化することなく、趣旨にある目的を達成することを常に意識共有する。

第3条 (その他)

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。